

## バイデン大統領が競争促進のための行政命令に署名

2021年7月23日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

バイデン大統領は7月9日、米国経済の競争促進のための行政命令（大統領令）<sup>1</sup>に署名した。この行政命令は、労働市場、ヘルスケア（処方薬等）、インターネットサービス、テクノロジーなど多岐にわたる分野で、連邦取引委員会（FTC）等の政府機関に対して競争を促進する施策の実施を求めている。知財に関連する施策は以下のとおり。

### ➤ 修理する権利（right to repair）の制限の禁止

FTCに対して種々の反競争的な慣行に対処するための立法の検討を求めている。例として、農機の製造販売業者が農家に農機の修理を禁止する場合のように、機器の利用者が自分で又は第三者に依頼して機器を修理することを禁止する慣行を挙げている。（Sec. 5 (h) (ii)）

従来、製造販売業者は、製造販売業者の特許権や著作権を理由にして、利用者に対して修理を制限することがあった。

FTCは5月6日、この修理制限に関する報告書<sup>2</sup>を公表していた。報告書では、著作権で保護されるソフトウェアを守るために使われる技術的保護手段（technological protection measures：TPM）などの修理制限を多数特定した上で、「製造業者は修理制限理由として知財を挙げているが、これらの理由を支持する証拠は僅かだった」などとしていた。

今回の行政命令を受けてFTCは7月21日、政策声明<sup>3</sup>を公表した。声明では、①特定のサービスプロバイダー又は修理部品の使用を商品保証の条件にすることを禁じているマグヌソン・モス保証法（Magnuson-Moss Warranty Act）の執行を強化し、②反トラスト法違反の有無を判断するために修理制限を精査し、③不公正競争または欺瞞的取引慣行の有無を判断するために修理制限を精査し、④『修理市場の開放』という目標に向けて州の法執行機関及び政策立案者と連携する、としている。

### ➤ ペイ・フォー・ディレイの禁止

上記と同様に、反競争的な慣行の例として、ジェネリック医薬品やバイオシミラー（バイオ後続品）の市場参入を遅らせるための契約等を挙げている。（Sec. 5 (h) (iii)）

従来、新薬メーカーは、ジェネリック医薬品メーカーに対して金銭を支

<sup>1</sup> <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/>

<sup>2</sup> [https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing\\_the\\_fix\\_report\\_final\\_5521\\_630pm-508\\_002.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/reports/nixing-fix-ftc-report-congress-repair-restrictions/nixing_the_fix_report_final_5521_630pm-508_002.pdf)

<sup>3</sup>

[https://www.ftc.gov/system/files/documents/public\\_statements/1592330/p194400repairrestrictionspolicystatement.pdf](https://www.ftc.gov/system/files/documents/public_statements/1592330/p194400repairrestrictionspolicystatement.pdf)

払う代わりに市場に参入しないことを約束させる取り決めをすることがあるとされていた。このような慣行は医薬品価格を上昇させたり、新薬開発を遅らせたりすることから、FTC が長年問題視してきた。

➤ SEP に関する立場の見直し

司法長官及び商務長官に対して、特許権の範囲を超えた市場支配力の拡大及び標準必須特許 (SEP) の乱用を防ぐため、競争法と知財法の関係についてこれまでの立場を見直すかどうかの検討を求めている。検討対象には、2019 年 12 月に公表された、SEP が侵害された場合の救済についての司法省、USPTO 及び国立標準技術研究所 (NIST) による共同政策声明<sup>4</sup>が含まれている。(Sec. 5 (d))

この共同政策声明では、SEP に関する侵害訴訟においても差止を含む全ての救済が認められるべきとする見解が示されていた。

今回の行政命令でこの立場の見直しが求められたことはトランプ前政権の特許権者保護の姿勢からの転換であると考えられている。今後、次期法務省反トラスト局長及び次期 USPTO 長官が就任した後に、どのような見直しがされるかが注目される。

➤ 電気通信分野における標準設定の適正化

連邦通信委員会 (FCC) 委員長に対して、電気通信分野の競争と価格低下を促すよう、公正かつ米国の立場を踏まえた標準設定のために標準設定団体の会合への出席を継続することなどを求めている。(Sec. 5 (l) (iii))

➤ 競業避止義務契約の制限

FTC に対して、労働者の転職を不合理に制限する契約に対処するため、競業避止義務契約の反競争的な利用を制限する立法の検討を求めている。

(Sec. 5 (g))

競業避止義務契約は、営業秘密が競合他社に漏れないようにするためには重要な契約であるが、労働者にとっては転職の際の選択肢が減り、特に低賃金労働者には酷な契約であるとの指摘があった。既にこの契約が制限されている州もある。

今後 FTC がこの契約の制限を低賃金、低技能の労働者に限定して検討するのか、高賃金、高技能の労働者も対象に含めて検討するのかなどが注目されている。

➤ バイ・ドール法の規則案の停止

商務長官に対して、医薬品価格の高騰を抑えるという方針に鑑み、NIST が 2021 年 1 月に公表したバイ・ドール法の規則案のうち、介入権と価格設定に関する規定を成立させないことを求めている。(Sec. 5 (r) (ii))

バイ・ドール法では、政府が資金提供した研究の成果をライセンサーが十分に活用していない場合等に、第三者へのライセンスを強制できる介入権が規定されている。この介入権を医薬品価格の抑制のために政府が利用

<sup>4</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2019/20191223.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2019/20191223.pdf)

できるかどうか議論されており、NISTの規則案には商品の価格のみを理由として介入権を行使することはできないとする規定案が含まれていた。

今回の行政命令でこの規定案の再検討が求められたことは、トランプ前政権からの姿勢の転換であると考えられている。知財業界では、今後、医薬品価格を抑制するために介入権が行使される可能性があること及び政府資金による医薬品開発が滞ることが懸念されている。

(以上)